

文京区事業用中規模建築物における廃棄物の 減量及び適正処理に関する指導要綱

23文資リ第739号 平成23年12月28日区長決定

26文資リ第274号 平成27年 2月17日部長決定

2020文資リ第318号 令和 3年 3月30日部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、区の区域内の事業用中規模建築物（以下「建築物」という。）から排出される廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、建築物の所有者等に対する助言及び指導に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月文京区条例第43号）で使用する用語の例による。

(対象建築物及び算定基準)

第3条 この要綱の対象とする建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1千平方メートル以上3千平方メートル未満の事業用中規模建築物とする。

2 前項に規定する事業用途に供する部分の床面積とは、住居用途に供する床面積を除いた床面積とする。

3 鉄道の駅の床面積の算定においては、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

(対象建築物の単位の基準)

第4条 前条に規定する建築物は、棟を単位とする。ただし、次に掲げるものは、1棟の建築物とみなすことができる。

- (1) 学校、病院、工場等、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物
- (2) 市街地開発事業によって開発された区域から発生する廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合における当該区域内にある複数の建築物

2 前項の規定にかかわらず、事業用途に供する床面積の合計が1千平方メートル以上3千平方メートル未満の1棟の建築物で、所有関係又は利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立の建築物とみなすことができる。この場合において、その所有又は管理に係る床面積が1千平方メートルに満たないときは、それぞれ1棟の建築物とみなすものとする。

(対象建築物の所有者の範囲)

第5条 次に掲げる者は、第1条に規定する建築物の所有者（以下「所有者」という。）とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）が構成する管理組合の代

表者

- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合であって、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 建築物の全部を賃借その他の事由により、事実上占有している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務の管理に止まらず、建築物に対する総合的な管理権限を与えられている者

(所有者の責務)

第6条 所有者は、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量に努めるものとする。

2 所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるために、建築物一棟ごとに廃棄物管理責任者を1名選任し、その選任した日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記様式第1号）を、区長に提出するものとする。廃棄物管理責任者を変更するときも、同様とする。

3 所有者は、当該建築物内又は敷地内に再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）の保管場所を設置するよう努めるものとする。

(建築物における再利用計画の作成)

第7条 所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の現況を把握するとともに、再利用に関する計画（以下「再利用計画」という。）を作成し、区長に提出するものとする。

2 再利用計画の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。）ごとに行うものとする。

3 再利用計画の提出は、事業用中規模建築物における再利用計画書（別記様式第2号）により毎年5月31日までに行うものとする。

(建築物利用者の協力)

第8条 建築物を利用する者（以下「利用者」という。）は、廃棄物の発生抑制及び適正な処理に努めるとともに、当該建築物から発生する事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、所有者及び廃棄物管理責任者に協力するものとする。

(廃棄物管理責任者の役割)

第9条 廃棄物管理責任者の役割は、次に掲げる事項を行うとともに、所有者及び占有者に対し、廃棄物の減量及び適正な処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請することができるものとする。

- (1) 建築物から生ずる再利用対象物及び廃棄物の発生量及び処理状況の把握
- (2) 建築物から生ずる廃棄物の発生及び排出の抑制の推進
- (3) 建築物から生ずる廃棄物の再利用及び資源化の推進
- (4) 利用者に対する廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再利用及び資源化のための指導
- (5) 区及び所有者との連絡調整

(廃棄物管理責任者講習会)

第10条 所有者は、廃棄物管理責任者が前条各号の役割を遂行するに当たって、必要な知識を付与させるため、区が主催する廃棄物管理責任者講習会（以下「講習会」という。）を受講させるものとする。

2 廃棄物管理責任者は、その選任をされた後初めて行われる講習会を受講するものとする。

3 廃棄物管理責任者は、前項の講習会の翌日から起算して、3年を経過した後初めて行われる講習会を受講し、その後も、また同様とする。

4 講習会を修了した者には、廃棄物管理責任者講習会修了証（別記様式第3号）を交付する。

(助言及び指導の実施)

第11条 区長は、所有者から廃棄物管理責任者選任届及び再利用計画書の提出があったときは、記載内容を審査し、必要な助言及び指導を行うことができる。

2 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、必要に応じ、当該職員をして、建築物に立ち入り、助言及び指導を行わせることができる。

(表彰)

第12条 区長は、建築物から排出される廃棄物の減量及び適正な処理に関し、顕著な功績をあげた者を表彰することができる。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の文京区事業用中規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。